

各地域準則の詳細比較

	神奈川県	横浜市	川崎市	三重県	北九州市
1. 条例制定の背景	京浜工業地帯の産業の空洞化 工場等制限法の見直し	同左	同左	四日市臨海部工業地帯の再生	既存工場が多く、施設の老朽化が進行
2. 条例名称 制定・施行時期	工場立地法第4条の第1項の規定による準則を定める条例 平成12年10月17日公布 平成13年4月1日施行	横浜市工場立地法地域準則条例 平成12年2月25日公布 平成12年4月1日施行	川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例 平成12年10月2日公布 平成12年11月1日施行	工場立地法第4条の2第一項の規定に基づく準則を定める条例 平成14年12月26日公布 平成15年4月1日施行	工場立地法第4条の第1項の規定による準則を定める条例 平成11年6月14日公布 平成11年6月14日施行
3. 経過措置	1年間 第一種区域の既存工場	1年間 第一種区域の既存工場	なし	なし	5年間 第一種区域の既存工場
4. 第一種区域 (引き上げ) 緑地面積率:25%以上 環境施設面積率:30%以上	第1種低層、第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業及び商業並びに用途地域の指定のない都市計画区域 対象工場数:29工場	第1種低層、第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業及び商業並びに用途地域の指定のない区域 対象工場数:11工場	設定無し 住居系地域に立地する特定工場はない。	設定無し	住居・商業系地域5カ所 対象工場数:6工場
5. 第二種区域 (引き下げ) 緑地面積率:15%以上 環境施設面積率:20%以上	工業専用地域及び工業地域 対象工場数:292工場	工業専用地域及び工業地域 対象工場数:170工場	工業専用地域 対象工場数:87工場	工業専用地域及び工業地域の既存工場 :162工場	工業専用地域、工業地域、準工業地域・市街化調整区域65ヶ所 対象工場数:162工場
6. 無指定区域 緑地面積率:20%以上 環境施設面積率:25%以上	準工業地域、都市計画区域外 対象工場数:57工場	準工業地域 対象工場数:53工場	工業専用地域以外の地域 対象工場数:61工場	上記以外の地域 対象工場数:472工場	上記以外の地域 対象工場数:44工場
7. 区域設定の単位	都市計画法用途地域	都市計画法用途地域	都市計画法用途地域	都市計画法用途地域	街区
8. 特記事項	* 横浜市、川崎市の区域を除く * 工場の敷地が2つの区域にわたる場合は、その敷地に占める区域の割合により定める	* 工場の敷地が2つの区域にわたる場合は、その敷地に占める区域の割合により定める			* 工業専用地域であっても、住居系区域に隣接の場合など立地状況により除外
10. 現状把握・意見聴取	アンケート調査 説明会、ブロック研修会	アンケート調査	アンケート調査 自治会説明	アンケート調査	
11. 審議会の設定状況	地域準則検討委員会	地域準則研究会	庁内関係各課で検討会	工場立地法地域準則条例制定有識者会議	